相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住之江区粉浜一丁目五番、最後の住所大阪市住之江区粉浜西一丁目五番五五―九〇六号　被相続人　亡　中本　美紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル五〇一号室

相続財産管理人　久岡　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区田島四丁目一〇五番地、最後の住所大阪市東住吉区桑津一丁目一二番九―一四〇三号

被相続人　亡　**西**村　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階　相続財産管理人　新宅　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区北堀江二丁目二六番地、最後の住所大阪市東住吉区矢田六丁目八番七号特別養護老人ホーム花嵐

被相続人　亡　上田　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル四階　フェニックス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北嶋　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市東豊中町一丁目七三番地一八、最後の住所兵庫県三田市東本庄一一八八番地

被相続人　亡　西村　光代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

兵庫県神戸市中央区相生町一丁目二番一号東成ビル三階　中神戸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　萩田　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市秋永町一六八六番地、最後の住所奈良県奈良市鶴舞西町一番三―四一〇号

被相続人　亡　田邉百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

奈良県奈良市高天市町一一番地一　高天飯田ビル五階　奈良パーク法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中西　伸之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三次市向江田町三六九番地の一、最後の住所広島県三次市向江田町三六九番地の一

被相続人　亡　西井　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

広島県安芸郡府中町山田一丁目五番一〇号モンソレイユB棟一〇二号室、事務所広島市東区若草町三番三―二〇一号

相続財産管理人　司法書士　竹本　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区長束西四丁目五一番、最後の住所広島市安佐北区落合南三丁目六番二五号

被相続人　亡　栗栖　克登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

事務所広島市中区鉄砲町七番二三―三〇四号相続財産管理人　天田　晴美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県南城市大里字稲嶺八三四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　新垣　カマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二日

沖縄県那覇市西一丁目二番一八号西レジデンス二―B　相続財産管理人　古賀　尚子

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年3月2日

記

[掲載順序]

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ　②東京都知事(3)83405　③取締役　森泉浩一　④東京都港区六本木七丁目15番7号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区六本木七丁目15番7号　有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ　取締役　森泉浩一

当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を兵庫県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成三十年三月二日

一、住所　氏名　兵庫県氷上郡市島町上鴨阪六六番地　余田　重信

営業保証金額　金二万円

債権申出の公告（第二回）

当法人は、昭和二十七年十月三日付で宗教法人法附則第十七項の規定により解散しましたが、平成三十年一月二十五日、東京地方裁判所より、当職が清算人に選任されました（平成二十九年(チ)第四十八号）。

当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二日

東京都墨田区東駒形三丁目一五番一〇号

宗教法人桃青寺

清算人　弁護士　小山　哲

連絡先　東京都新宿区須賀町三―一八第二宿谷ビル二〇一　小山法律事務所